

平成17年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成17年9月13日(火曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第44号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第36号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第7 議案第38号 平成17年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第37号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第39号 訓子府町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の制定について
- 第10 議案第40号 訓子府温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第41号 訓子府町農業施設設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第42号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の改正について
- 第13 議案第43号 網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の改正について
- 第14 認定第1号 平成16年度訓子府町各会計決算の認定について
- 第15 一般質問

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
教育委員	長	白崎	隆誠	君
農業委員会	長	鳥山	勝見	君
監査委員		四十物	義雄	君
農業委員会事務局	長	菅野	宏	君
出納室	長	菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小野	良次	君
議会事務局	係長	今田	和則	君

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成17年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。したがって、14名の出席であります。

なお、久原選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が10件、認定が1件、その他請願1件、報告2件があります。

以上であります。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、5番、松浦啓博君、6番、大坪勝廣君、8番、小坂正利君、9番、上原豊茂君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

行政報告

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） ただいま、お許しをいただきました行政報告に先立ちまして、本定例

会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、人事案件についてですが、教育委員会委員1名が本年9月30日をもちまして任期満了となりますことから、教育委員の選任についてご同意をいただきたく提案させていただきます。

次に、各会計補正予算案についてであります。一般会計につきましては総額2,271万7,000円の追加補正を提案させていただきます。

総務費では、法改正に伴う「コンピュータシステム改造業務委託料」や精算に伴う「農業委員会委員選挙費」などを。民生費では、介護保険制度改正に伴う「介護保険事業特別会計操出金」などを。

衛生費では、「バキューム車改造費補助金」などを。農林水産業費では、「道営おけねっぴ地区中山間地域総合整備事業負担金」などを。商工費では、「オホーツクカードシステム更新事業補助金」などを、それぞれ計上しています。

また、国民健康保険事業特別会計につきましては、「退職被保険者等高額療養費」など、総額4,275,000円の追加補正を。

介護保険事業特別会計につきましては、平成18年4月からの介護保険制度の改正に対応するための「介護保険事務処理システム開発業務委託料」をはじめ、本年10月からの制度改正に伴う「各種サービス給付費」や「国庫支出金等返還金」総額1,227万4,000円の追加補正を提案させていただきます。

次に、急施を要した衆議院議員総選挙に係る「衆議院議員選挙費」及び公共施設の「アスベスト対策事業委託料」に係る一般会計補正予算の「専決処分承認」の提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

条例の制定及び改正では、公共施設の指定管理者制度を定める「訓子府町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」及び関連する「訓子府町農業施設設置条例の全部を改正する条例」、さらには使用料の改正に係る「訓子府町温泉保養センター条例の一部を改正する条例」の制定について提案させていただきます。

また、平成17年10月1日の新しい遠軽町誕生による構成市町村の脱退に伴う「網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の改正」及び「網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の改正」について提案させていただきます。

なお、公共施設におけるアスベストの飛散状況や濃度を経過的に調査、測定するため、その経費に係る補正予算を追加議案により提出させていただきます。

詳細につきましては、助役あるいは担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

引き続きまして、お手元に配布させていただきます行政報告を申し上げます。

はじめに、農作物の合同作況調査についてであります。

農作物の合同作況調査は、町議会議長をはじめ、関係機関・団体のご協力をいただき、去る9月1日に実施いたしました。その結果についてご報告申し上げます。

本年は、融雪の遅れと4月下旬から5月下旬の天候不良により移植作業が遅れ心配されましたが、6月以降は気温が高く、7月下旬には一時ぐずついたものの、その後も好天に恵まれ、作物の育成は平年並みか、やや劣るといった状態にまで回復してきております。

また、小麦につきましては、収量では昨年を上回ったものの、高温・干ばつ等の影響を受け全体的に細麦が多く、品質面では去年と比較してやや劣る状況となっております。

この作況調査は、各作物とも達観によるものでありますが、主要作物について、平年の収量を100とした指数で申し上げますと、水稻は119.4の「良」、小豆は110.6の「良」、トラ豆は100の「並」、たまねぎは93.8の「軽い不良」、てん菜は98.6の「やや不良」、馬鈴しょは99.7の「並」、デントコーンは100.6の「並」となっております。

以上、作況指数を中心にご報告を申し上げますが、残された収穫作業が順調に進み、豊穰の秋を迎えられますよう期待するところでございます。

次に、本町のアスベストに関する対応についてご報告いたします。

アスベストに係る健康被害が社会問題化している中、町が管理する木造以外の公共施設について、面積や建設年度を特定せずに、吹付け施工を行っている施設について、7月上旬から設計図書や目視による調査を行ってきたところであります。その結果、9施設にアスベストが含まれている恐れのある吹付け材の使用が判明いたしました。

このことから、今後の対応等の協議や各課の連携及び情報の共有化などの必要性から、役場内に“アスベスト対策連絡会議”を設置し対応を図ってきたところであります。

なお、この9施設のアスベストの特定につきましては、専門の分析業者に委託して、アスベストの種類及び含有量を測定する「アスベスト定量分析」と空気中のアスベスト量を測定する「空気中のアスベスト粉塵濃度測定」を行ったところであります。

まだ、最終の結果は出ておりませんが、「空気中のアスベスト粉塵濃度測定」の数値が判明いたしました。その数値は、今回調査した各施設ともアスベストが検出されましたが、いずれも大気汚染防止法に基づく1リットルあたり10本以下の基準値以内であります。特に、訓子府小学校と居武士小学校、訓子府小学校食堂の3施設につきましては、児童・教職員の安全確保を最優先に閉鎖の措置をとったところであります。なお、アスベストの定量分析の結果が今月末になる予定でございますので、最終的なアスベスト除去等の対応につきましては、最終の分析結果を待って判断を行う考えであります。

また、建物以外につきましても、教育施設などの教材や機材の物品につきまして調査を行ったところ、給食センターのガス炊飯機器にアスベストが使用されていることが確認されましたので、即、使用を禁止し新たに購入することで進めております。

以上、アスベストに関する対応についての報告とさせていただきます。

次に、ふるさと銀河線廃止に伴う代替バスの運行等についてであります。

ふるさと銀河線の廃止に伴う代替バス運行及び経営安定化基金・第1基金の取扱い等に係る協議につきましては、北海道運輸局が主催する「ふるさと銀河線代替交通確保協議会」と北海道が主催する「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」において、それぞれ協議が行われておりますので、その内容について経過報告をさせていただきます。

まず、北海道運輸局主催による「代替交通確保協議会」につきましては、主に代替交通であるバスの運行計画とバス事業者の選定を協議するものでありますが、現在のところ、

課長等で組織する幹事会において、大枠での協議がなされている段階であり、具体的な決定事項はないという状況となっております。

なお、幹事会における代替バス運行計画案の大枠としては、陸別町を中間点として、乗り継ぎに配慮しながら十勝側と網走側に分けて代替バスと運行することを確認しております。

また、運行ダイヤについては、ふるさと銀河線以上の運行密度を確保することを基本とし、網走側では、北見 - 陸別線と北見 - 置戸線の2路線を新たなバス路線とすることを確認しております。これに伴い、既存バスとのダイヤの調整が必要になることから、代替バスの事業者の選定につきましては、沿線支庁の推せんがあれば、一般公募をしないで、既存バス会社をバス事業者に決定することも可能である旨、北海道運輸局から提示がありました。最終決定には至っておりません。

次に、北海道が主催する「沿線自治体等連絡協議会」につきましては、経営安定化基金・第1基金の用途を中心に協議を行っておりますが、まず、基金の用途につきましては、7月27日に札幌市で開催された第2回協議会において、現在、北見市が管理している基金条例の改正に先立ち、将来、充当しうる事業の大枠についての確認を行っております。想定される用途としましては、1つ目として、平成18年4月までの鉄道運行に係る欠損補てん。2つ目には、鉄道廃止以降、会社の清算までに要する人件費や弁護士費用などの事務的経費。3つ目には、鉄道施設の撤去及び安全対策費用。4つ目は、車両購入やバス停の設置などのバス転換に伴う所期投資に要する費用。これに関連し、一部の町から要望のあったバス乗り入れのための駅舎改修費用については、要検討項目といたしました。

このほか、定期運賃差額補助に要する経費や待合所の設置に要する経費、その他、北海道と沿線支庁が必要と認める経費について、基金の充当が可能との確認をしたところであります。

また、8月29日に北見市で開催された第3回協議会においては、主に北見市が管理している経営安定基金の条例改正案及び基金の管理等に関する覚書の改正についての協議を行い、いずれも協議会として了承したところであります。

この協議の中で、北見市長から北見市が運用している基金の繰替運用については、会社清算が終わる平成19年度には全額を基金に繰り戻すという意向が示されました。

以上が、銀河線の廃止に伴う代替バスの運行と第1基金の用途に係る協議経過であります。当初スケジュールより、若干遅れている現状にありますが、より利便性の高いバス運行の実現に向けて努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、豊地線のバス運行区間短縮についてでございます。

豊地線のバス運行区間短縮問題について、この度、同線を運営している北海道北見バス会社から、平成17年11月30日をもって終点でありバスのUターン場である豊地16号バス停、これは福野の川又登さん宅前のバス停であります。これを短縮し、西11号線にある豊地11号バス停を終点としたい旨の申し出がありました。

これにより、西12号から福野よりのバス停5ヵ所については、廃止される予定となっております。この区間における利用者が極めて少ないという実態と、Uターン場の確保が困難となったことが大きな要因となっております。

この問題につきましては、平成14年度にも会社から同様の申し出があり、運行区間短

縮は避け難い状況である旨、行政報告をさせていただいた経緯がありますが、最終的には、豊地線の赤字の全額を負担している北見市と北海道北見バス株式会社が協議した結果、全市的な見直しを行うことを前提に、運行区間短縮は先送りされたところであります。

過去の経過や利用実態などを総合的に考えますと、受け入れざるを得ない状況にありますが、今後、赤字の全額を負担している北見市の地元協議などの推移を見極めたうえで、最終判断をしまいいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、タンノメム川への油流出事故についてご報告をいたします。

去る6月30日午前9時20分頃、町民より道道北見置戸線のタンノメム川に架かる橋附近に油が浮いているとの通報を受けまして、町の建設課職員による現地確認を行い、通報を受けた時点で少量の油が浮いていることを確認しました。また、消防職員と流出時点の調査を行い、午前10時頃、西富地区の農家から流れた跡があることを確認したところであります。

流出の原因につきましては、農家が自宅の敷地内でドラム缶の移動を行ったところ、底が腐食していて軽油と雨水の混合物、約30リットルがタンノメム川へ流出したものであります。幸い流出した油が少量であったため、発見当時、流出した時点で油が浮いていることは確認することができませんでした。また、道道北見置戸線の橋附近でわずかに浮いている油は、消防職員が吸着マットによる除去作業を行い、下流への影響はないものと判断し、現地対応を終わらせたものであります。

事故を起こした農家には、再発防止のため指導を行ったところでありますが、町民の皆様には今後とも広報活動等を通じまして、河川を含めた環境保全の重要性を理解していただくよう努めてまいります。

以上、タンノメム川への油流出事故の報告とさせていただきます。

次に、台風14号が9月7日から8日にかけて北海道の日本海側を縦断しましたが、町内で発生した被害とその対応の概要についてご報告いたします。

この度の台風は、大型の勢力を維持しながら日本海を北上、北海道に到達したため道内ではいろいろな影響が出ました。

本町におきましても、降り始めから雨量は、美園観測点で145ミリ、柏丘気象ロボットで82ミリを観測し、道路や農地への被害が各所で発生しましたが、町民生活や経済に甚大な影響を及ぼす最悪の事態は免れることができました。道路関係では、土砂流入10カ所、舗装路盤の洗掘3カ所、未舗装路面の洗掘13カ所、法面崩落4カ所、その他7カ所の被害が発生しました。また農業関係では、農地の冠水によるたまねぎ50アール、スイートコーン20アールが流亡しました。被害にあわれた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

町としましては、緊急事態に備えて全職員に7日夜間の自宅待機を命じ、午後9時の警報発令を受けて災害対策本部を設置し、本部及び関係課職員が翌日未明まで対策にあたりました。対策の内容は、町内を4地区に分け、道路・河川のパトロールを行い、被害の把握に努めながらスクールバス路線の土砂除去などを未明まで行いました。8日早朝からは、パトロール及び現場復旧を行ってききましたが、全体的な被害程度が比較的小規模にとどまり、直営で対応してきたところでございます。

以上、台風14号の被害や対応の概要についてご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対して、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。質疑ございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 2番目のアスベストの件について、少し伺いたいと思います。

ただいまの説明で、人体に対するいわゆる基準から言えば、1リットル当たり10本というのですか、ポイントですか、その分に満たらなかったと。いわゆる被害がないという解釈の中で、給食センターの炊飯器をも僕は同様だと思うのですが、これは即替えなければ危険な状態にあるのか。町長が説明ありましたように、調査の結果を見てからでは間に合わないのか。この給食センターの件について、もう少し詳しく説明お願いいたします。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 給食センターの炊飯器材でございますけども、これにつきましては、耐熱材としてアスベストが使われていると。このアスベストについては非飛散性ということで、即飛散することではありませんけども、センター設置からの機材ということもございまして、それから年数がかなり経過しているということもございまして、危険な部分も含めまして、即対応をしたということでございます。

ですから、アスベストが飛散しているという状況ではなく、今後、使う部分で老朽化もしているということもございまして、そこにアスベストが使われているということがございましたので、即使用禁止して新たに購入をしたというようなことでございます。

議長（柴田喜八君） 5番、松浦啓博君。

5番（松浦啓博君） ただいまのアスベストの関係で、各常任委員会で説明があったので、だいたいの内容は把握しているのですが、常任委員会の中で報告がなかった部分で若干考え方を伺いたいのですが、若干であるにしても基準以下にあったにしても、アスベストが検出されたということで、学校を休校にして今対応をしているということなのですけども、子供のその健康の関係でお伺いをしたいのですが、常任委員会での説明の中で、いつ頃からそのアスベストが浮遊していたのかということについては定かでない。数年前なのか、数十年前なのか、その辺もわからないということのようですけども、子供に対するその健康被害の調査をする考え方があるのかどうか。今報道関係でいろいろ話されているのを聞きますと、やはり健康被害が懸念されるということで、やはりアスベストが検出されているような学校については、健康調査するというようなことも言われている学校もありますのでね。うちの生徒については、その辺どういう具合に考えているのか。

それともう1点は、これは何年前からそういうことが発生していたのかということがわからないということから、やはり小学校に留まるだけでなく、中学生あるいは高校生にまである程度やるとすれば、調査範囲を広げる必要があるのではないかという感じもするのですけども、その辺の考え方もお伺いをしたい。

発病については、30年あるいは40年、50年という長い時間がかかって、発病するということですから、今すぐ病気になるということはおそらくないだろうとは思いますが、いずれにしても、今後の問題もありますので、その辺はどう考えて対応していくつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） はじめにこのアスベスト問題につきまして、各議員の皆様、そして、保護者、町民の皆様にご心配、また、温かいご理解とご指導をご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

ただいま松浦議員から、子供たちのその健康問題につきましていろいろご心配をいただいているところでございますが、この件につきましては、今後保健所を含む国・道の関係機関または指導機関等との指導助言を受けるとともに、他市町村における情報収集等に努めながら、それらの動向等も十分見極め、また本庁舎内にも連絡会議または保健部門との連携等を密にしなが、適切に対応してたいというふうに考えておりますので、今の時点で、この点でご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） この2番のアスベストの関係なのですけれども、委員会あるいは議運のときにもこんな話、説明がありましたけれども、そのときにもおそらく全国的なことだろうから、国に早急に要請したらというような話をしておりましたが、国も腰を上げたそうですから早急に対応というか、補助制度か何かを設けたいというようなことなのですが、問題は先般、今松浦議員も言われたように、そのほかにもっとないのかなと。この施設の中にもっとないのかということなのですが、ぜひ、この際にほかの施設等ももっと調べて、そういった今後に向けての対応も漏らさないような対応していくべきだと思うのですが、その点についていかがでしょう。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） このアスベストの関係につきましては、先ほどの報告にもありますように、7月の上旬から設計図書、それから現地の目視等によって調査してきたところでございます。

それで、吹付けを行っているところについて、ずっと調査をしてきました。おそらく公共施設につきまして、木造以外の建物につきまして調査をしてきたわけでございますけれども、おそらく吹付けにつきましてはこれ以上はないと思っておりますが、もし出るようなことがあれば、今後ともまた引き続きまして、その辺については調査を行っていきたいと思います。

非飛散性のある建材等については、その施設について使われているところはあると思います。それについては、今現在、人体に影響がないということで、それについては特に問題視はしていません。現在については、吹付け材についてだけ調査を行って調べているとでございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） どうなのですか。吹付け材だけで、その建材の関係で将来的に問題はないのですかね。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 今の建材に関してでございますけれども、直接建材については飛散性があるものではございませんので、特に影響はございません。

ただ、取り壊し等につきましては、十分注意してしなければならないということはおっしゃってあります。ですから、建材取り壊しにつきましては、そのときにつきまして施工業者にその分の対応等するところではございますが、以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 以上をもって行政報告を終了いたします。

議案第44号

議長（柴田喜八君） 日程第4、議案第44号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。31ページです。

町長。

町長（深見定雄君） 議案第44号 教育委員会委員の任命について、人事案件でございますので私からご説明いたします。議案書31ページでございます。

すでに、議員は各位におかれましては、お名前を議案書にご記入のことかと存じますが、教育委員会委員1名がこの9月30日をもちまして任期満了となりますので、教育委員の任命について同意をお願いするものでございます。

本議案でご提案申し上げます教育委員は、3期12年間の長きにわたり、教育委員としてご尽力をいただきました菅野菊枝氏のご勇退されますので、新たに但野由美子氏を任命いたしたくご提案申し上げます。

但野氏のご経歴につきまして、簡単にご紹介をいたします。但野由美子氏は、昭和28年のお生まれで満52歳で、東町在住、ご職業は会社役員をされています。昭和47年に、道立北見北斗高等学校を卒業後、昭和57年に退職されるまで北見信用金庫にお勤めの後、家業である運送会社に入社、現在はその取締役及び別会社の代表取締役をされています。昭和57年から3年間訓子府高等学校バレーボール部コーチとして、昭和60年からは約1年間町の体育指導員として、スポーツの指導と普及に努力されました。また、平成5年から16年まで訓子府小中学校PTAの各種役員や訓子府小学校80周年記念事業役員を務められるなど、長い間本町の教育の振興にご協力をいただいています。このように但野氏は、学校教育や社会教育、体育に造詣が深く、教育委員として適任者と考えますので、任命のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成17年10月1日から平成21年9月30日までの4年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し直ちに採決いたします。

これより議案第44号の採決を行います。本案は原案のとおり同意することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第45号

議長(柴田喜八君) 日程第5、議案第45号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。32ページになります。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案第45号について説明申し上げます。議案書32ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分の内容につきましては、議案書34ページ以降の専決処分書のとおりであります。平成17年度訓子府町一般会計補正予算について、急施を要したため専決処分を行ったものでございます。

なお、補正の要因は、本年8月8日の衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙に係る経費と、先ほど町長から行政報告を行いました公共施設のアスベストに係る調査経費の2件でございます。

それでは専決処分書により、専決処分を行った平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)の内容について説明いたしますので、議案書の34ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正についてであります。歳入歳出それぞれに668万7,000円を追加し、予算総額を42億3,318万6,000円としたものでございます。この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりでございます。これについてはご覧をいただくこととし、36ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、専決処分を行った補正予算の内容について説明をさせていただきました。議案第45号について、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(柴田喜八君) これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

5番、松浦啓博君。

5番(松浦啓博君) ただいまのこの専決処分の関係ですけども、まず37ページのこの選挙の関係、選挙費の関係でちょっとお伺いしたいのですけども、以前に確か渡邊議員がちらっと話をしていた経過があると思うのですけども、今回の選挙については、投票の締め切りが午後6時と。選挙当日は午後6時。期日前の投票については午後8時なのですけども、当日は午後6時ということだったのですか。今回も私どものところに2件ぐらいですけども、ちょっと苦情がありまして、「何で午後6時なんだと」。テレビやラジオでは

午後8時と言ってるのではないかと。「何で訓子府は午後6時なんだ」ということで、そんな時間では今のこの忙しい時期ですから投票にいけないということで苦情を言われた経過があるのですけども、「一応期日前投票もあるので、そういうときは午後8時までやっているの、そのときに行ってくれば良かったのですけどね」ということで言っただけですがね。

いずれにしても、午後6時というのが知らなかったということなのですよ。説明を聞いている分に言うと。非常にこの選挙の当日の午後6時の締め切りですよというのは、町としてはいろいろな形で周知徹底しているように感じてはいるのだろうと思うのですよ。ところが、町民にしてみるとさっぱりわからないということなのですね。

まず、その今回のこの投票の経費546万9,000円の経費なのですよ。これは当然投票時間が午後8時までという形で予算がなされて国の方からきていると思うのですよ。いろんな人件費やなんかの関係でなんか、あるいはまた開票時間の関係なのかわかりませんが、午後6時に締め切りをしてなるべく早く開票を終わらせたい。その報告をお知らせするというので、おそらく時間を繰り上げてやっておられるのだと思うのですけどね。国からきているのが午後8時までのことであれば、せめて午後7時ぐらいまでにならなかったのかなと。この同じ予算の中でね。午後6時まで短くしなくても、せめて午後7時ぐらいまで時期も考えれば、午後7時ぐらいまでなんとか1時間ぐらい、国で言う時間を短縮しても予算の中で収まったのではないのかなという感じがするのですけど、その辺はいかがですか。

議長（柴田喜八君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（山田日出夫君） 投票時間の繰り上げについて、またその予算の絡みについてお尋ねありました。

普通は午前7時から午後8時までということなのですよ。それぞれの投票所、いわゆるそれぞれの選管というか、その単位で事情にあわせて朝は2時間、後ろは4時間以内で繰り上げることができるという公職選挙法の第40条第1項の規定に基づいて、訓子府町選管が措置をしていることでもあります。

それで予算につきましては、当然訓子府町の時間にあわせた予算を国からいただくこととなりますので、予算の数字と実際に投票所の運営の開設の時間が違うということではありません。

ただ、今議員ご指摘のように、選挙が今回突然行われたとか、農繁期にかかった。台風が来て、農繁期がさらにかかったということもありましたですけども、今後において、今お話ありましたようなことも全体的に考えながら、選挙管理委員会の中で、また今後に向けて検討を重ねてさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 今の松浦議員から関連でございますけども、前回の参議院選挙のときに私、うちの締め切り時間が午後6時だと。午後8時まで、ラジオでは今回も締め切り午後8時、午後8時ということをおっしゃっていました。ただ、一部の地域で午後6時で終わるところもあるというふうにおっしゃっていましたから、うちの町は午後6時で終わりましたということではいいのですけども、今私は聞いておまして、松浦議員の選管書記長の話では前と同じことを言っているのですね。私が質問したことと同じことを言って、「そう

いう要請があれば検討します、前回はそういうことを言ったのですよ。なんで検討してくれなかったのか。今回は、特に農繁期で午後6時の締め切りというのはまだ作業をやっているのですね。イモ掘りを盛んにやっているのですよ、正直言いまして。まだ、全然上がってきていないのです、農家の人午後6時。ですから、午後8時までのやはり締め切り時間ということになりましたら、まだ投票率は上がった可能性があると思います。60何%でした、70%でしたか。まだ、上がったかなという感じはいたします。ですから、検討検討って2回も検討されて実施されてないのはこれはいかがなものかなと。

また、いずれ2、3年後にあると思いますので、これはもうだめですよ。午後8時まで、せめて投票日の日は午後8時に決めているわけですから、そういう国の施策で決めているわけですから、そういう意味ではそれに従ってやってほしいと。日の長い時期は、今回のように非常に午後6時というのは厳しい。本当にまだ作業をやっていたと。そういうことで、冬の間でしたら午後6時でも話がわかるかもしれません。けれども、もうダメですよ。そんなことではだめですよ。私はお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（山田日出夫君） 検討が2回続いたということをお叱りいただいたのですが、今回ももちろん検討した結果、午後6時にしたのです。

ただ、お話はよくわかりますので、改めて今回の選挙を受けてご意見いただいているわけですから、そういう意味で検討するという意味で、別に逃げてどうこうではありませんので、検討させていただきたいと思います。

ただ、渡邊議員もおっしゃっていましたように、一部の地域ではうんぬんという放送があわせて流れるのですけども、私どもの選管では入場券だとか、広報の記事で載せましたけども、すべての方がそれに目を通すということにもなりませんでしょうから、広報の仕方等も含めて考えていきたいと思います。そういうことで、選挙がまたいつあるかわかりませんが、状況に応じて、また時期に応じてということも含めて、鋭意に検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 37ページの専決処分に係わっての委託料の関係ですけども、委託先をお伺いしたいのと、それから、アスベストの予備調査業務に係わっての特定の場所をそれぞれやったわけなのですけども、これに係わって総合調査業務に係ってその場所です。わかれば、何処と何処と何処というようなことをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいまの質問のあった2点について、説明させていただきます。

まず、アスベスト予備調査業務の委託先でございますけども、これにつきましては、町内の久島工業株式会社に委託しております。それとアスベスト総合調査の総合検査業務のこの委託先でございますけども、エヌ・エス・環境科学株式会社。これ本社は札幌でございますけども、北見に営業所がございます。そこに委託しております。

それと2点目のアスベスト総合検査業務のどこに吹付けの場所があるか等について、ち

よっと説明させていただきます。

これにつきましては、常任委員会でもちょっと説明はしているのですが、ダブルかもしれないですけども説明させていただきます。まず、訓子府小学校につきましては、教室の天井に吹付けを施工しております。それとは居武士小学校につきましても、これも教室の天井に施工しております。それと訓子府中学校につきましては、これは体育館でございますけども、鉄骨中の張り、それと外壁の裏面に施工しております。それと給食センターにつきましては、食堂屋根の下の部分に施工しております。それとスポーツセンターにつきましては、鉄骨面天井仕上げ材に施工しておりますけども、これにつきましては、北側の非常口点検口の天井部分です。それと公民館につきましては、廊下天井に吹付けされております。それと旧改善センター。これ公民館と続いておりますけども、これについても廊下天井に吹付けされております。それと若富水源地、これについては壁に吹付けされております。それと訓子府町農業集落排水管理センター。ここにつきましては、受変電室、それと脱水室の天井、壁、柱に吹付けされております。

以上でございます

議長（柴田喜八君） 2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） アスベストのそれぞれ調査にわたって、9カ所の指定がありましたですけどもね。スポーツセンターの北側の器具庫、器具庫の中は大丈夫だったのですかね。その辺ちょっとお伺いします。

議長（柴田喜八君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤明美君） スポーツセンターの部分のみちょっとお知らせいたします。場所については、北側のちょうど体育館の中から見えないのですけれども、外に行く非常口があるのですけども、器具庫の中についてはないです。調査ではないです。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 同じくアスベストの関係で、いずれにしる急を有するということで9施設。特に居武士小学校それから訓子府小学校の天井の関係では、いかに基準以下とはいえ修復はこれは必ずしなければいけないと思いますので、9施設を含めて急を有するというのでだいたいよろしいのですけれども、この9施設を試算するとどのぐらいかかるのか、もしわかれば教えていただきたい。

それから特に2つ目は、この2校に対しては必ず修復があるのかなと思いますので、その期間、修復をする期間どのような対応をするのか、お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 2点の質問がございました。

それで、1点目の修復等についての大まかな予算等につきましてはでございますけども、これにつきましては、9月末に分析調査が出る予定でございます。分析調査に伴いまして、分析でアスベストの含有量について調査が出てきます。それに伴って、工法それから実施場所等について検討するようなことになるとと思いますので、今のところ予算等につきましては、それ以降の検討になると思います。

それと同じく機関等につきましてはでございますけども、これもそれがやるところが決まってから、機関が決定するという形になりますので、今のところについては、これについて

はちょっと説明できませんことを伝えたいと思います。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 説明の意見なのですけれども、これからの検討もありということなのですけれども、今代替教室で行っているということもありまして、子供たちの環境を考えると、そして授業の遅れを考えると、臨時休校があったということで、できれば飛散を止められるようなことを早急にやって、なるべく休まさないで、できるのであれば、このもうあと1月か2月になりましたが、やっぱり冬休みを利用して直すとか、なるべく子供たちの環境を変えない状態であることが望ましいのかなということがありますので、ぜひ検討していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまの件につきましては、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

私どもといたしましては、1日も早く安全・安心のできる学校づくりと言いますか、環境づくりに全力で取り組んでまいりたい。そのように、また町部局とも協議をさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第45号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、午前11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

議案第36号及び議案第38号

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

この際、日程第6、議案第36号、日程第7、議案第38号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの説明理由、提案理由の説明を求めます。

議案第36号から順次、説明願います。

助役。

助役（宮川伊三男君） 議案書1ページ、議案第36号について、ご説明を申し上げます。

議案第36号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）。

今回の補正は、第1条にございますように、2,271万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ42億5,590万3,000円とするものでございます。

2ページにつきましては、歳入歳出の款項別の表でございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

次に、3ページ以降の事項別明細書について、主な内容についてご説明をいたします。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上が、2,271万7,000円を追加とする補正の主な内容でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 議案書の10ページをお開き願います。

議案第38号 平成17年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,227万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,187万4,000円とするものであります。

次に、11ページと12ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますのでご覧をいただきたいと思いますが、その内容につきましては、13ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成17年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、その提案理由を説明させていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、認定第1号

議長(柴田喜八君) 日程第8、議案第37号、日程第9、議案第39号、日程第10、議案第40号、日程第11、議案第41号、日程第12、議案第42号、日程第13、議案第43号、日程第14、認定第1号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第37号から順次説明願います。

町民課長。

町民課長(山川栄二君) 議案書の6ページをお開き願います。

議案第37号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ427万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億4,487万5,000円とするものであります。

次に、7ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しております。ご覧をいただくことといたしまして、その内容につきましては、8ページからの事項別明細書でご説明をさせていただきますと思います。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、

その提案説明をさせていただきましたけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 続きまして、議案第39号について説明申し上げます。議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号 訓子府町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の制定について。

訓子府町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴い民間団体等についても公の施設の運営管理ができることとされた、いわゆる指定管理者制度の導入に伴い、その指定手続を条例で定めようとするものでございます。

条例案につきましては、次ページ以降のとおりであります。第1条ではただいま申し上げましたこの条例の趣旨を規定してございます。

以下、各条文の概要を説明させていただきます。

第2条につきましては、指定管理者の募集に関する規定でございます。町長又は教育委員会は、指定管理者に公の施設の管理行わせようとするときは、第1号から第9号に掲げる事項について明示をし、公募すること規定してございます。

第3条は、指定管理者の指定を受けようとする団体については、規則で定める申請書等を町長等に提出することを定めた規定でございます。

第4条につきましては、応募のあった団体を指定管理者の候補として、選定するための選定基準を定めた規定でございます。

第5条につきましては、一般的には公募が原則となりますが、施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認めるとき、あるいは公募に対し応募者がいないときなどの場合は、公募によらないで候補者の選定ができることを定めた規定であり、その際には第2項及び第3項に規定しているとおり、公募の場合と同様の申請書等の提出などが必要である旨の規定してございます。

1条飛びまして、第7条の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者として指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決が必要となっておりますが、この議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定することを規定してございます。

第8条は、指定管理者の指定を受けた団体と町長等との間で協定を締結することを定めたものでありますが、2項において、定める事項について規定しております。

第9条では、公の施設の管理の適性を期するため、定期または臨時に業務報告を求めたり、実地調査を行ったり、必要な支持のできることを規定し、第10条ではその指示に従わなかったときの指定管理者の指定の取り消しについて規定しております。

第11条は、事業報告書の作成と提出についての規定であります。報告書に記載すべき事項を定めてございます。

第12条につきましては、個人情報の取扱いに関する規定であり、指定管理者及びその業務に従事する者に対する個人情報の保護に関する規定となっております。

第13条は、この条例の施行に関し必要な事項は、町長等が定めるといふ委任規定でございます。

次に、附則でありますけれども、第1項として、この条例は公布の日から施行することとしてございます。

附則第2項は、指定管理者制度の導入に伴い、訓子府町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものでありますが、個人情報保護条例の第11条の次に、第11条の2を追加しようとするものであります。

追加条文の内容につきましては、指定管理者に対する個人情報の保護のための措置及び業務の従事者に対する個人情報の取扱いに関するものであります。これにつきましては、個人情報保護条例の第11条に規定している委託業者の取扱いと同様の規定となっております。

次に、第46条中「受託業務」の次に「若しくは指定管理者が行う本町の公の施設の管理に係る業務」を加える規定であります。第46条は個人情報保護条例に違反したものに對する罰則の規定でございます。町職員や受託業務の従事者と同様に、指定管理者の業務に従事する者についても、条例に違反した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することを定めたものでございます。

次に、附則第3項は、訓子府町情報公開条例の一部を改正しようとするものでありますが、指定管理者制度の導入に伴い、情報公開条例の第25条の次に、第25条の2を追加するものでございます。追加する条例の内容につきましては、指定管理者が保有する公の施設に関する情報については、公開に努めることを定めたものであり、第2項については、町が2分の1以上の額を出資している法人等に係る規定の準用規定であります。実施機関、これは町などを指しますが、実施機関が保有していない情報の開示請求があった場合における実施機関及び指定管理者の対応を定めたものであります。準用規定に置き換えて説明をいたしますと、下から2行目に第2項がありますが、第2項中前条第2項とあるのは、町が町の保有していない文書の開示請求を受けたときは、指定管理者に開示請求のあった文章の提供を求めると規定してありまして、もう一つ前条第3号とあるのは、情報開示の実行性を確保するために、町等は指定管理者と協定を締結する等、必要な手立てを講じることを定めたものでございます。

以上、議案第39号の提案内容について説明を申し上げました。ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議案書20ページを開きください。

議案第40号 訓子府温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、北海道公衆浴場料金が、10月1日より大人料金が370円から380円に改正されることに伴い、温泉保養センター使用料につきまして、それにあわせて改正するものであります。

記以下の新旧対照表でご説明いたします。

今回の改正は、表の中央部にあります使用料の額につきまして、太字で書きました額に改正するものであります。なお、使用料には入湯税が含まれておりませんので、入湯税を

含めました表の右側の実際に利用者が支払う金額となる温泉料金で説明いたしますと、中段の「その他の者」、これはいわゆる一般の大人料金について、1回につき370円を斜め字で記してございます公衆浴場料金であります380円に変更いたしまして、それに伴いまして、回数券が3,300円から3,400円へ。そして、その表の上段にございます町内老人等の料金をこれについては大人の2分の1ということで設定しているものですから、これにつきましては180円から斜め字の190円へ。回数券が1,650円から1,700円へと変更するものでございます。なお、表の下段の子供料金につきましては、今回変更が見送られたため現行のままとしてございます。

また、その表の一番下のところで、別表-2健康相談室団体使用料を削除としておりますが、これにつきましては、温泉の小上がりを占有した場合を想定しておりますが、利用実績がなく現在もグループ、個人に関わりなく自由に入浴客にお休みいただいていることから削除するものでございます。

なお、公衆浴場料金にあわせまして、温泉料金を変更することにつきましては、温泉保養センター運営審議会でもご理解をいただいているところでございます。

以上、訓子府温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例の制定をご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 議案書21ページをお開きください。

議案第41号 訓子府町農業施設設置条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案書22ページをご覧ください。

第1条、第2条については変更しておりません。今回の改正の趣旨は、第2条にあります3施設につきまして、指定管理者に委託させるための条例改正でございます。

25ページの新旧対照表をご覧ください。第3条につきましては、現行左側になりますが、現行では地方自治法224条に基づき、公共的団体であるきたみらい農業協同組合に委託しておりますが、これを右側で指定管理者に管理を行わせることに変更する内容でございます。

第4条以下につきましては、22ページに戻りまして概要を説明させていただきます。22ページに戻ります。

第4条では、利用者を規定するもので、本条例では農業者等になります。

第5条、第6条では、利用の承認、不承認を規定いたしまして、第7条で利用者が指定管理者に施設の利用料金を払うことが規せられ、第8条で、その利用料金の減免について規定しております。

続きまして23ページになりますが、第9条から11条では利用者による施設の利用の制限等が規せられ、第12条、13条で原状回復及び損害賠償の義務が規定されております。

第14条では、指定管理者が行う業務が規定され、(1)から(3)では各施設の業務が、(4)以下では各施設の維持管理に関する業務が記載されており、2項及び3項で別表に定める額を上限に、指定管理者に利用料金を収入として収受させるものとしております。

24ページの第15条で委任の規定を、附則で施行期日を平成18年4月1日とし、別

表におきまして、現行の利用料等を勘案し、3施設の利用料金後の上限を定めております。

以上、訓子府町農業施設設置条例の全部を改正する条例の制定をご説明いたしました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案の29ページをお開き願いたいと思います。

議案第42号 網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の改正について、提案の説明を申し上げたいと思います。

市町村合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成17年10月1日から網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数を減少するとともに、網走支庁管内町村交通災害共済組合規約を記以下のとおり改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下につきましてご説明いたします。

網走支庁管内町村交通災害共済組合規約の一部を改正する規約。

網走支庁管内町村交通災害共済組合規約（昭和43年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「27人」を「24人」に、「23人」を「20人」に改めるということですが、この第6条につきましては、組合の組織及び議員の選出の方法を規定してございます。組合の議会の議員につきましては、現行の規定では定数27人としまして、組合町村長23人、それと組合町村議長のうちから互選された4名。合計27人という規定に対しまして、27人を24人に、町村長23人を20人に減らすということでございます。

10月1日に新しい遠軽町がスタートすることにあたりまして、生田原町、丸瀬布町、白滝村の3地方公共団体が脱退することに伴い、このように規約を改正しようとするものです。

附則につきましては、この規約は平成17年10月1日から施行するというところでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 次に、30ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号 網走支庁管内公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約改正についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成17年9月30日をもって網走支庁管内公平委員会から生田原町、丸瀬布町、白滝村及び丸瀬布町・白滝村学校給食組合が脱退し、網走支庁管内公平委員会規約を次のとおり改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下でございますが、網走支庁管内公平委員会規約の一部を改正する規約。

網走支庁管内公平委員会規約（昭和42年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「生田原町、丸瀬布町、白滝村」及び「丸瀬布町・白滝村学校給食組合」を削る。

附則は、この規約は、平成17年10月1日から施行するというところでございます。

この別表には、20町村7一部事務組合が規定されてございます。

新しい遠軽町の発足に伴いまして、関係の3町及び1組合に関する規定の改正ということでご理解を賜りたいと思います。

以上、ご説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行います。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。午前中に引き続き、提案理由の説明をお願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成16年度訓子府町各会計決算の認定について、説明を申し上げます。

平成16年度訓子府町各会計の決算を、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成16年度訓子府町各会計につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調整した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月11日付け文書をもって、監査委員から次ページ以降のとおり、平成16年度訓子府町各会計決算の審査意見をいただきました。

このことを受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでありますが、今回認定に付すものは平成16年度の一般会計、共同利用模範牧場事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の決算についてでございます。

ここで、各会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております平成16年度訓子府町各会計決算報告書の1ページをご覧くださいと思います。それでは説明に入りますけれども、この表は各会計別の決算額の総括表でございます。

まず、一般会計では決算額（B）欄にありますように、歳入45億3,585万4,985円と、歳出で44億3,893万4,405円となっており、備考欄に記載のとおり、この収支差引残額9,692万580円のうち6,000万円を財政調整基金に決算積立をし、残り3,692万580円を翌年度に繰り越ししております。なお、繰越額の中には、6月の定例会でご報告させていただきました繰越明許費繰越額676万2,000円が含まれてございます。

以下、特別会計につきましても、一般会計と同様に決算額（B）欄及び備考欄の数値によって、それぞれ説明をさせていただきたいと思います。

まず、共同利用模範牧場事業特別会計では、決算額で歳入歳出とも5,769万1,424円と前年度より大きく増加しております。収支差引額についても、0円となっておりますが、これにつきましては、平成16年度をもって牧場会計を廃止し、一般会計に統合

した際の財務処理として、牧場会計の財政調整基金の全額を繰り入れし、発生した剰余金相当額を一般会計に繰り出したことによるのものでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計では、決算額、歳入7億6,143万1,899円、歳出7億5,371万3,048円となっており、この収支差引残額771万8,851円のうち771万8,000円を財政調整基金に決算積立をし、残り851円を翌年度に繰り越ししております。

次に、老人保健特別会計では、決算額歳入歳出ともに8億2,526万3,046円で、収支差引が0円となっております。

次に、介護保険事業特別会計では、決算額歳入で3億9,452万2,139円、歳出が3億7,941万1,122円となっており、この収支差引額1,511万1,017円のうち、864万7,000円については介護給付費準備基金に決算積立をし、残り646万4,017円につきましては、国庫支出金等の返還金に充てるため、全額翌年度に繰り越ししております。

次に、下水道事業特別会計では、決算額、歳入歳出ともに2億4,615万9,581円となっており、収支差引は0円ということでございます。

次に、水道事業会計の決算につきましては、引き続き水道課長から説明申し上げます。

なお、議案書39ページ以降の平成16年度訓子府町各会計決算の審査意見につきましてはご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上が、水道事業会計を除く、平成16年度各会計決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 平成16年度訓子府町水道事業会計決算の説明前に、昨年度と表現を変えているところがございますので、先にその説明をさせていただきます。

別冊で配布しております平成16年度訓子府町水道事業決算書。これでございますけれども、3ページをお開きください。下から4行目の経常損失と下から3行目の「当年度純損失」で、昨年度は「」のマイナスの表示をしておりましたが、本年度からは損失に「」のマイナス表示を設けなくて、プラスの場合は「経常利益」また「当該年度純利益」と表現し、マイナスの場合は「経常損失」または「当年度純損失」として表現してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、平成16年度の訓子府町水道事業会計の決算について、概要を説明させていただきます。

決算書の1ページをお開きください。まず、収益的収入につきましては、営業収益と営業外収益を合わせて水道事業の収益でございますが、1億9,528万689円の決算でございます。支出につきましては、営業費用と営業外費用を合わせた2億1,267万1,787円の決算となっております。このうちの消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございますが、税抜処理後の支出につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。なお、平成16年度の本町での支払消費税の額でございますが、およそ485万円ということでございます。

次の2ページを開きください。資本的収入及び支出の状況でございます。まず、収入は企業債と他会計補助金を合わせた資本的収入につきましては、55万8,785円の決算で

ございます。支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出でございますけれども、5,596万2,926円の決算でございます。なお、収支差引で不足する5,540万4,141円につきましては、欄外の一番下のカッコ書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定保留金5,522万9,031円と当年度消費税及び地方消費税の資本的収入調整額の17万5,110円で固定をいたしております。

次の3ページでございますが、これは1ページの収益的支出の税抜処理後の損益計算でございます。まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引きました営業損失でございますが、平成16年度1,442万3,437円でございます。次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額781万8,046円の支出超過となっております。また、営業損失1,442万3,437円に3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた支出超過額781万8,046円を合わせた額が経常損失でございますけれども、2,224万1,483円でございます。当年度の純損失でございます2,224万1,483円のいわゆるこの額が赤字決算ということになります。当年度の繰越利益剰余金の710万7,222円から現在の当年度純損失を差し引きますと1,513万4,261円が平成16年度末の欠損金となるものでございます。

次に、4ページを開きください。4ページから6ページでございますけれども、これは企業会計の決算の状況を表したものでございますので、後ほどご覧をいただきまして説明は省略させていただきます。

次に、7ページから15ページでございます。これにつきましては、事業報告書でございます。

16ページから20ページまでは、科目ごとの決算でございます。

21ページは、固定資産の明細書でございます。

22、23ページは企業債明細書となっておりますけれども、関連して24ページに償還額と未償還残高を資料として追加させていただきました。

監査委員の審査意見にもございますように、将来に向けた多額の償還など厳しい財政運営が予想されますので、有収率を高めることを含めた財源確保が不可欠でありますため、さらなる運営改善の努力を進めていくところでございます。

以上、平成16年度の訓子府町水道事業会計の決算について説明をいただきました。決定認定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 説明が終わりました。

一般質問

議長（柴田喜八君） 日程第15、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されるよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 広域行政と民営化への取り組みについて質問をいたします。

昨年12月、町民の意思を尊重して、今後も自立継続の町として進むこととなりました。

以来、平成17年度も引き続き財政再建の年として、行政改革による各事業への厳しい見直しを行い、廃止や補助金の削減、行政機構の再編などが実施されたことにより、昨年の5月に示された自立のための推計内容と比較いたしまして、今回の今後5年間の財政推計では、町民にとって相当厳しい内容となるものと予想されますけれども、町としての財政再建にかけ強い意気込みを感じているところであります。しかし、これらの廃止や削減だけの手法では当然節約にも限界がございます。現状で進めば、いずれ先細りの財政の見通しであります。今、町民の声として、「これからの訓子府はどうなるの」、町の将来に不安を感じている多くの声が聞こえてまいります。今後、町政に前向きな取り組みの一貫として、隣接する町との今後の取り組みについて伺いたいと思いますが、まず広域行政からであります。

次に、掲げる事業などについて考え方を伺います。1点目は、介護事業に関するもの、2点目は、牧場経営に関するもの、3点目は、給食センターについて、それに関するもの、4点目として、将来の老人ホームの建設計画についての考え方について伺います。また現在、この掲げた4点以上に今後に検討中のものがあれば伺いたいと思います。

次に、民営化であります。自立する町の町民にとって、町内に多くの職場があることが安心して生活のできる大事なことのひとつと考えております。そこに働くことができる町民は、自分たちの町として、まちづくりに対する自主的な思いと活力を感じ、それが町の活性化の原動力につながっていくものと考えております。いわゆる、町民の手でやれることは町民の方にお願ひするということでもあります。

次の事業について、民営化や現在行われております部分委託事業の考え方について伺いたいと思います。公園の維持管理事業について、2点目の温水プールの維持管理事業について、3点目、温泉保養センターの事業についてなどであります。これもここに掲げた以外に計画や検討中のものがあれば伺いたいと思います。以上の点について質問いたします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、広域行政と民間委託の取り組みについて、お尋ねをいただきました。

はじめに、広域行政を検討すべき事業についてのお尋ねであります。まず、介護事業につきましては、近隣市町と共同で介護認定審査会を設置しており、在宅介護支援センターや介護保険事業そのものは単独で実施している現状にあります。

これにつきましては、住民情報などのデータを利用する関係上、電算システムの一元化が前提条件となりますので、広域化は非常にハードルが高いといえます。

町営牧場事業につきましては、置戸町との合併協議の中で検討した経緯もありますが、両町の牧場をつなぐ必要があるほか、一定程度の施設整備が必要なことから、財源の確保が大きな課題といえます。

また、給食センターにつきましても、合併協議の事務事業調整の中で検討した経緯がありますが、配送方法や距離・時間の関係等多くの整理すべき課題があり、現状での広域処理は困難な状況にあるといえます。

老人ホームの建設につきましては、仮に広域で建設したとしても、多額の財源が必要となるほか、本町における介護保険3施設の利用割合が国の参酌標準を大きく上回っている現状にあることから、施設設置の認可を受けられる状況にはないといえます。

このように、お尋ねのあった事業等については、直ちに広域処理する状況にはなっておりませんが、他の事業も含め機会あるごとに広域処理の可能性を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、「公園、温水プール、温泉保養センター等の民営化について」のお尋ねをいただきましたが、例示あったいずれの施設についても管理業務については、民間会社に委託しているところであり、これを民営化するとした場合には、補助を受け整備した施設であることから財産処分に制約がございます。

また、収支見通しが立たない施設、例えば公園などについては、特に民営化は難しいものと考えております。

なお、例示のあった施設以外のものを含め、運営管理を行う指定管理者制度の導入についての検討は行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ただいま簡単に答弁をされましたけれども、先に申し上げましたように、財政の再建、これは通常の今までの流れの中では困難ということでありまして、これから今いろいろ国で言っております財源の移譲による分権で、それぞれの町用の必要なものが自由にできるという制度が実現するのかわかりませんが、そういう可能性に向けての一つの考え方として、今掲げた6点の事業は非常に町の経済に大きな負担となっている事業でありまして、これが制度上、あるいは補助金の関係でいろいろと難しいのはよく町の事業ですからわかりますけれども、民間の手でやれないことはないという事業をある程度ピックアップしてあげたわけでありまして。

1点目の介護事業の件であります。これは内容的には電算の関係で非常に難しいと。今日の一つの項目は忘れましてけれども、電算の編入だけで数千万のお金がかかるほど難しいということも表示しております。現状としては、今後も急速に進むであろう高齢化社会として、予想では私たちの町でも平成20年には高齢化率30%に達すると。町民にとって幸せな町とはどういう町かということ、おそらく老後も安心して暮らせる環境の町と、これを私は一番にあげると思います。厳しさを増す町財政に、今後も増え続けるであろう社会保障費。単純に計算しますと、社会保障の福祉予算と言いますか、それだけで4億2、3、000万。総予算の10%を超える金額が負担をされているわけでありまして。今、答弁ありましたように、制度上多くの制限はありますけれども、町民の願いとしては可能な限り広域できるものは実施されまして事業効果を考え、ぜひ一つ検討をしていただきたい。そのことにより、介護者に対して充実したサービスができ、またコストの削減と介護効率を高める事業となり、サービスの拡大にもつながると。その可能性は私は絶えず求めるべきと考えますが、この辺はいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま佐藤議員の質問の中で、現在進めております行政改革をさらに強力に進めることによって、町の財政をなんとか維持できるようにということから、広域行政についてのご意見がございました。私も常日頃、経費の削減を含め財政を少しでも良い方向に向けるように、職員一丸となって努力をしているところでございますけれども、ただいまご意見ございました広域行政についても、今後はやはり常日頃の業務の中で、それぞれの町の職員同士がいろいろと知恵を絞りながら、この広域行政に向けて

の検討はしていくべきであろうというふうに常日頃思っておりますので、ご意見いただきましたように各事業において広域行政の可能なものについて、今後も前向きに検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 次に町営牧場の件についてありますが、ご承知のように17年度から一般会計になるということで、この牧場は昭和44年開場以来35年が経過しております。その間畜産事業の発展に大きな貢献があったと思います。今後、さらに安定した経営として広域事業を検討いただきたい。町村合併のときに、ちょうど傍聴いたしましたときにその話がありまして、隣接する置戸町の牧場は面積700ヘクタール。平成15年度の数字ですが、利用頭数が牛が333頭。訓子府の2分の1であります。馬については、当時の資料で112頭。訓子府の3.5倍となっておりますが、牧場は隣接する一番近いところで確か130メートルぐらいと伺っております。そこにはあまり大きな障害もなく、もしやるとすれば牧場の一体化というのは非常に問題なくできるというふうに私は認識しております。ぜひ、両町が今日まで経験した高い管理技術を持ち合わせて、広域化による効率の良い安定した牧場経営に向かうべきと考えておりますけれども、今の答弁で財源の確保が難しいと言いながら、やはり変化するときには多少の費用と言いますかね、金が入ってすんなりいく事業なんていうのはありませんで、この訓子府の酪農をさらに安定した事業として進めるには、やはり規模の大きいというのが私の一つの特徴であり、経費を下げるといふ面では両方合わせても、おそらく牛で言えば1,000頭ぐらいしかありません。盛んに今草地の交配が進んでおります。そういった意味でも、私は農家ですけれども、土地が広ければ広いほど改良しやすいと言いますが、効率の良い、支障のないことが可能であります。ぜひ一つ、今答弁のありましたあらゆる面で広域化に、効率の良い事業に進むということでもありますので、確か合併のときには極めて難なくできることであったというふうに私は記憶しておりますので、この辺の今のような状況の中で、今後の取り組みについて再度伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 合併は残念ながら不成立に終わったわけですが、牧場運営とか、こういったものについては、一本化してやれるのではないかと前向きな今ご質問かと思っておりますけれども、本当に今佐藤議員がおっしゃるように、合併しなくてもできるものはもうやっていくという姿勢になっていくことが正しいと思います。置戸と訓子府が合併しなかったことによって、訓子府だけが大変ではなくて、やはり置戸も同じような環境にあると思いますので、そういった意味では合併しなくてもできるものから一緒に取り組んでいくということも、これ大事なことだというふうに思いますので、前向きに一つ検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 私は具体的に今どうこうというのではなくて、一つの方向として、私はきちとした広域に対する考え方を絶えずやはり注目し、取り組むべきということで今質問させていただいております。

次に、3点目の給食センターの件でありますけれども、これは昭和55年に開設以来25年が経過しております。今回も先ほどの行政報告の中で、ちょっと施設もかなり古くな

ったという、それは消耗品ですからそういう話も伺っておりますけれども、この25年間適切な管理・運営の努力によりまして、町民から信頼された安定した事業として今日に至っております。情報によりますと、置戸町の給食センターも老朽化がかなり進んでいると。これも合併のときの説明会で伺いました。先に報道されました置戸町の総合計画の中で、今後5年間、置戸町が単独で取り組む重点事業として示された中に、小学校4校の統合があげられておりました。それを検討するという意味の内容でありました。これを機に25年が経過した訓子府の施設、在校生も当時の3分の1。給食センターの建替えも、当然の置戸としては統合と同時に協議の対象になるものと考えられますので、私たちの町として、今はお金がないからと言えはそういうなりますけれども、将来この町の大事な子供たちも永久に給食というのは私はなくなってほしくないし、非常にいい成果をあげていると考えておりますので、将来を見据えた場合、置戸町とのこれも統合の検討のタイミングではないかなと。一つのタイミングに位置するのではないかと考えますが、これいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま給食センターの広域化につきまして、ご質問と言いますか、ご提言いただいたわけでございますけれども、先ほど町長からの答弁にもございましたように、今後、配送距離、また配送時間の短縮等を含めて、それぞれの町の事情、また課題等多くあるうかと思っておりますので、これらの課題等がクリアできて、お互いの町にメリット等が見出せるのか。また、今後の両町の動向そのものも視野に入れながら検討をしていく必要があるのかなと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） この大事な給食の事業なのですが、ちょっと予算書で私も少し勉強したのですが、総事業費が約6,100万円か、6,200万円ぐらいかかっているのです。子供たちから入る給食として3,000万円ぐらい。それは主に材料費でチョンになるということで、町の事業としては3,000万円。これに職員の給料が約1,000万円ということですから、例えば広域とあとで触れます民間委託につきましても、これ単純に言えば民間に事業を委託すれば、職員の1,000万円だけでも私は違ってくる。もちろんそれには食べ物も扱い、大事な子供のことでですからいろいろとやはり安全性だとかありますけれども、私はこれ約4,000万円の手出しの事業費。そういう面からもぜひ一つ検討に値する事業と私は考えてますが、さらに何がございましたら。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 貴重なご提言ということで、私どもも真剣に受け止めまして検討をしてみたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 具体性のない漠然とした質問ですので、先ほど申し上げましたように、財政健全への基本的な考え方。これを目指してほしいということで、提案をしておりますので、多くのことは、具体的なことはまた後ほど必要なときにいたしますけれども、この1月、合併協議会の解散時に両町長は「これからも今まで同様に信頼関係を大事にして、共に両町の不足の部分については助け合い、補完し合って、1年間合併協議会で協議された内容を無駄にすることなく、次のステップとして活かしていく、これからも両町は

ベストパートナーとして強い絆で行こう」という両町長の熱い思いが示されました。これは私だけの感じ方かもしれませんが、結果として合併の最終切符を切ったのは訓子府というふうな印象があるものですから、なんとなくの置戸の関係する議員さんと会っても、どうもちょっとスッキリしないような思いがあります。職員の方に伺ったら「いやいや、僕らそんなこと感じていませんよ。いろいろと協力してやっていますから」ということでもありますけれども、1月のその非常に残念な思いで決断をされたときの思い。この思いは町長、今でもその思いはお変わりはないのでしょうか。一つお聞かせいただきたいと思いません。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今どの自治体におきましても、財政的に大変厳しい状況になっている中で、私どもはやはり私ももともと民間の出ということもありますが、やはり今の時代お役所的な発想で、その自治体が良くなるかということなかなかそうはいかない部分がございます。一つ財政的にいろんな問題を解決して、町民にあるいは行政体の中で、その町に住む皆様方に少しでも住んで良かったと思えるようなサービスを提供しようとした場合に、私がやはり効率的な形での運営というものは避けて通れないと。それはやらない限り、私は言葉の上でああしたい、こうしたい言っても、これは叶う問題ではないというふうに思っておりますので、そういった意味では、先に置戸と2町で合併を進めていたことが破たんしたことは大変残念なことではありますけれども、このままで終わるのかというと、これはまたなかなか厳しい問題もさらに出てまいりますので、これで終わりではなくて、また将来的に何らかの形で一緒になるような、また検討の機会もあろうかと思いますが、仮にそれがしばらくとん挫したとしても、広域でやれるものは広域でやるというまた原点に返って、そうした俗に言うお役所的な発想でやるのではなくて、効率的な行政運営をすることによって、それだけ町民にサービスができるということであれば、私はぜひその方向で進めていかなければならないと思っておりますので、今後も一つ前向きにいろいろと検討をさせていただければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思いません。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ただいまの前向きにということで、ぜひ一つ強い意志をもって、一つ取り組んでいただきたいご期待を申し上げます。

次に、事業の民営化についてであります。1点目として公園事業であります。平成17年度の行革による見直しで、前年度比113万円の削減。さらに行政機構の再編によりまして、複数の課に管理を分散し、削減目標額として総額500万円程度に向けて努力をするということでありましたけれども、それでも約3,000万円近くの経費であり、これも町の財政にとって負担は極めて大きいと私は考えております。町民の憩いの場所となる公園。この管理事業として、町民に任せて自由なアイデアで公園づくりに参加をしてもらおう。こういうことはもう一つ提案したいと思うのですが、これ公園の事業に補助金があるかどうか分かりませんが、私はこれはこうでなければならぬというものもないわけですし、やはり町民の手で、その事業に参加しやすい一つの私は事業にあげられるのではないかなと考えております。いかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 本町にはレクリエーション公園を含めて、大小いくつかの公園

がございまして、ただいまの佐藤議員がおっしゃられますように、今年の4月に機構改革を行いまして、できるだけその経費の節減を図りながら維持できるように工夫をさせていただきます。現在、施設車両課に公園緑地係を配置いたしまして、直営でできるものを直営でやりながら経費の節減を図っておりますけれども、ただいまご意見にありましたように、維持管理に対する国の補助等はありませんから、あくまでも単費でこれを維持していかなければならないという厳しい面がございます。そういう意味も含めまして、常日頃町長が言うておりますように、協働のまちづくりという意味合いからも、町民の皆さんのできる範囲のご協力をいただきながら、例えば、昨年役場の職員がボランティアでつつじの植え替えをいたしましたけれども、そういうような単純な仕事の中で、町民の方々が参加してできるものは参加して協力をいただくというような工夫も含めて、今後、経費節減に努めてまいりたいというふうに考えますので、またご意見、ご指導等をいただければとよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 予定としては、12月に町民懇談会に入ることになりました。それで数字の推計を基本とする。これはもう大事なことですから、町の将来について論議するのだと思いますけれども、町民の側から見れば町民懇談会というのは、そのことも一つありますけれども、数字に出ない、いわゆるまちづくりに対する考え方も聞くのも一つの私は懇談会の要因で大事なことだと思うのですよ。そこで今回あげました、いろんな事業の考え方について、町民が参加できるものあるいは町民の声というものも、私はぜひ聞いてほしい。庁舎内から見て、町民に向かって事業の説明をするのと、それを実際町民が聞いているのは相当やっぱり違いがあります。これは今回、期間がなくて予算のときに相当短期間でやったものですから、そうせざるを得ない状況もわかりますけれども、中にはとんでもない大事なことでまで削減してしまって、本来の基本的なものまで芽をついでしまったというものも、町民の目から見れば批判として聞こえておりますので、ぜひ一つ、この件につきましては具体的にどういう部分で町民が参加してもらえるのか、公園の管理費ですね。その点についても、ぜひ検討して懇談会に臨んでいただきたいというふうに私は希望いたします。

次に、温水プールの件でありますけれども、前回も巨額の費用がかかりますこの事業つきまして、見直しの必要性をかなり強く求めました。町が運営する目的、町民の利用状況、町が負担する経費の額、開設以来10年が経過いたしまして、この経過と現在の財政状況を考えますと、利用収入が利用者からくる利用収入が10%にも満たないような毎年3,000万円以上の支出であります。今年は、ウォータースライダーの運行期間を短縮して70万円の節約をいたしましたが、あいにくの重油の高騰でおそらく私の試算では燃料費だけでも400万円程度の予算の増額になると想定できます。

先ほどの答弁で補助金のこともあって、なかなか一様には民間にはならないということでもありますけれども、私は補助金の制度というのはあまり詳しくないのですが、これは永久的にそういうしがらみでもらった事業というのは、運営の権利というのは変化できないものなのではないでしょうか。なんとか部分的な可能性のあるものでも、民間委託へのこれもぜひ一つ金額が大きいだけに検討していただきたい。いかがでしょう。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま、温水プールに関しまして、民営についてのお尋ねいただいたのですけれども、基本的に国庫補助あるいは道の補助が入っていますから、補助金、適化法と言っているのですけれども、その関係でいうと基本的に民間に処分することはできないということをご理解をいただきたいと思うのです。ただ、今回の定例会でも提案しておりますけれども、指定管理者制度というのは十分可能性はありますので、他の公共施設すべて含めての話になりますけれども、そういった指定管理者制度の導入の検討も随時行いながら、条件が整ったものから進めてまいりたいと。最終的により効率的な財政的にもそうですし、運営上も効率的なものに取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 手法はお任せいたしますので、ぜひ一つ前向きな検討、これも一つ強くお願いをしておきたいと思えます。

次に、温泉保養センターの件でありますけれども、平成3年度オープン以来、これは13年が経過いたしました。平成16年度は2ヵ月間の休養で参考資料となりませんので、平成15年度の数字でありますけれども、利用者数が年間5万2,786人、うち町内利用者2万2,598人、町内利用率で42.8%。事業収支を見ますと、総収入、使用料と入湯税がありますが、1,450万円。支出1,885万3,000円。435万円の出費であります。

当時、保養センターは、13年前ですけど、町内唯一の浴場がなくなるということで、町営の温泉と位置づけられましたけれども、今日では57%の利用者が町外利用者で目的は娯楽化している。町の予算では衛生関係になっていきますけど、担当後は農林商工課だと言われました。ちなみに、場内で風呂なしの世帯はわずかに数戸と伺っております。ほとんど町のあれを利用しなければ、風呂に入れないということは極めて少ない数字であります。今やそういう意味から、町営の必要性はなくなったのではないかと。これもできるだけ民間の手で、この町にふさわしい自由な営業感覚のある民間にお任せするべきと、そういう手法をとるべきと考えますが、これいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 温泉担当しています農林商工課ですけども、人数につきましては改修がありましてかなり増えていまして、去年の8月から7月までの集計と、あとその1年前、改修の1年前と比較しますと、人数につきましては120%、20%増しているということで、かなり1日平均につきましても171名から207名ということで、収支もかなり改善されて、ちょっと今重油の状況がかなりちょっと高くなってきているものですから、その分ちょっと赤字になるのかなというような気もしますけども、かなり経営的には改善をされてきているというふうには認識をしております。ただ、今言いましたとおり民間の力を借りるべきではないかというのは、これにつきましては、今全町的に指定管理者ということで話を進めてまいりますので、その結果によって指定管理者制度への移行について実施していきたいなというふうに考えておりますからご理解願いたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 先ほど申し上げましたけれども、手法については職員の方にお

任せいたしますけれども、なんとかこういう利用率、半数以上が北見という中で、私はなんかもう少し町民の方の利用数が減るのかどうかわかりませんが、13年が経過した中で、私はそういう考え方にも取り入れるべきだと考えておりますので、ご検討いただきたいと思います。

次に、老人ホームの建設計画についての考え方でありまして、高齢化により老人の方だけの世帯が増えて、介護を求める高齢者の方が安心して暮らせる施設への入所を希望し順番を待っている。年々、必要としている人の数が増えております。しかし、一向にその改善の、改善と言いますか、待機者が減らせるような改善というのは、制度上と言いますか、施設がつかないということでありまして。

先ほども申し上げましたけれども、国が地方への分権によりまして、地方が自由に使える財源を移譲するという考え方を示しておりますけれども、この方針をもとに地方では、これらを受け入れる受け皿のあるいは有効に活用するための新たな事業計画を持つことを私は考えていただきたい。計画ですよ。提案したいのは、両町共同で置戸町の温泉を利用した老人ホームの建設計画です。なんとかマンネリ化している待機者の対応はどうするのでしょうか。今後どのように考えているのか、お聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 老人ホームの建設計画に関してのお尋ねでございますけれども、先ほど町長の答弁の中でも、国の参酌標準というお答えをさせていただいておりますけれども、これにつきましては、国の方では来年からはじまります第3次介護保険計画の中で、現在、特養の入所者の要介護度2から5までの特養入所者が41%ほどおります。これを施設入所の割合を引き下げるとして目標としまして、一応目途として37%。これが今の訓子府の状態と言いますと58.4%というふうに、非常に高い割合になってございまして、この状態で訓子府町、また置戸町に老人特養を建設するというのは、国の方針からいっても非常に厳しい状態であるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） この辺がやっぱりその行政の数字と言いますか、制度で示された数字等と町の方が考える違いなのです。私は、必ずしもそんなことはないよと思うかもしれませんが、置戸町と合併するときに、財政のことが本音で言えば一番だったのですが、何が良くなるのといったことが何も示せなかったのです。例えば、私はそういう計画も立てられますでもいいですよ。合併したら、この置戸町は今30%。この高齢化の事業が単独でやれる。温泉があるわけですから、しかも敷地も安い。そういう一つのビジョンがあれば、私はもっと合併というものが、身近に感じたという一つの私は考え持っています。町民の方は、実際今年のように財政が厳しく示されない限りは、なかなか実感として湧かなかったのかなど。なんとなかなだろぐらい。実際、この先3年以上になるか、その前にくるかわかりませんが、総務省の7兆5,000万、8,000万ですか、あるいは本当にやったとしたら、これは本当に想像もつかないような町の財政状況になりますから、一つのやっぱり住民としてみれば安心して投資する人は少ないのですが、そういうやっぱり希望と言いますか、ビジョンが僕は必要だと思うのです。ただ、今制度上、不可能というのはよくわかります。私も承知して話しているのですが、そういうやっぱり事業計画を持つということは私は諦めてしまえば、今、先ほど町長話しましたが、

何の変化もないわけですし、やはり町民と一緒にやってやるまちづくり、民間の協働というのは常識を超えたような発想でないと、とても町民として一緒に力を合わせるといようなステップは踏みにくいと私は考えております。わかりました。そういったぜひ一つ、全体に前向きという検討でありますので、今回私は廃止と削減だけではこれは町民の将来の展望がないと。ぜひ一つ、なんらかのきっかけとして、広域化によって生き延びるのだと、あるいは民営化によって生き延びるのだという方向への検討を期待して質問に立ったわけですので、具体的なあれにはなりませんでしたがけれども、今回あげた6件の重要予算総額2億円とっております。この多額な事業を広域事業と民営化に向けて検討すべきだと私は考えております。

最近の民間への委託事業、堆肥供給センター。企業の経営努力で、隣の町より30%も安い値段で農家に供給されております。今年からですか、スクールバスの代行運転。予定の50%の経費削減を50%近くの予算で済むことになっております。これも心配されて、議会でも長い時間論議いたしましたけれども、心配していた安全性も今のところ確保しておりますし、町民とのいわゆるコミュニケーションも非常にうまくいっていると私は考えます。ほかに、ただいまいろいろとあげましたけれども、委託事業ありますけれども、町内には、まだまだ町営の事業にいろんな面で参入したいという積極的な考えを持って仕事を求める町民がたくさんいると私は考えております。私は地元の業者は信頼ができると。地元に住んで仕事をする業者は、私は信頼ができると。そういうふうに信じておりますし、また少し今回の質問の内容から外れますが、将来町が新たな合併の枠組みに入らなければならぬ場合が生じたときに、訓子府町としての、あるいは隣接する町村としっかりしたビジョンを持って臨まなければ、ただの吸収合併になってしまうというふうに私は考えております。これは先に合併を決定した近隣の町の例から強く感じたことです。最後にもう一度この広域事業と民営化の取り組みについて、町長のお考えがあれば伺いたいと思いません。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 非常に前向きなご質問をいただきまして、本当にありがとうございました。私も常日頃から思っていることですが、施設はつくって終わりではない。目的に照らして、いかにその利用拡大に努めるかということが大事だと思うのです。つくって終わりだったら、これはどうしようもですね。その利用拡大に進めて、そして、その施設をつくった目的を果たしていくということは大事ですから、そうした努力をすることによって、収入も増え、支出削減ということが可能になってくるのかなと思います。ただし、赤字になるからつくらないではなくて、住みよいまちづくりというふうに考えたときに、ある程度厳しくても採算性というものをある程度ときちんと考えながらチャレンジしていく姿勢。これはやはり私としては持っていかなければ、住みよいまちづくりなんて言葉で言っても、なかなかそういう町にはならないと思います。例えば、今いろいろと前段ご指摘をいただきました温泉にしても、あるいはプールにしても、いかに担当側も含めまして、利用拡大に努めていくかというこの姿勢は、民間企業は当然のこととしてやります。自治体だからそんなことはのんきにしていればいいんだではなくて、もう自治体もこれから経営の時代ですから、そうした意味で考えたときに民間企業以上に厳しく、こうした施設を整備した以上、やはりその利用拡大や目的に照らして利用拡大に努め、そして少しでも赤字

を削減していくか、できれば赤字を出さないように運営努力をしていくということが大事だと思っておりますので、今佐藤議員の方から一般質問というよりは提言を受けたなと、そういうふうに思いますが、このことを大切に、これからの自治体運営に努めていかなければならないと思っております。

それから合併問題について、今後の合併問題についてですけれども、やはり町民の皆さんは昭和の大合併の例などを見まして、やはり合併された側とした側ではずいぶんその中身が今違っておりますので、そういった意味で非常に心配された向きはあると思っておりますけれども、中心になるところだけが良くなればいいということではないのです、合併したときに。合併した全域において、本当にこういうように合併して良かったなと思っていただけるような、そういうまちづくりというものがなされなければならないと思っておりますので、自治体もこれから経営的な感覚をもって、あらゆる分野で取り組んでいかなければ、これから進む高齢化社会に対する対応等もおざりになってしまうということになりますので、そういった意味も含めて、今日ご質問いただいたこと諸々、参考になることが非常に多かったと思っておりますので勉強させていただき、また一層、一つ町民の皆さんに喜んでもらえるようなまちづくりに努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 最後に前向きに大胆な挑戦をするということで、そのことに大きな期待を寄せまして、私の質問を終わります。

議長（柴田喜八君） 佐藤静基君の質問が終わりました。

ここで午後2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は12番、小林一甫君の発言を許します。

小林一甫君。

12番（小林一甫君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は1点につきまして、お伺いをしたいと思います。ふるさと銀河線を継承する会社の誘致についてであります。

バス転換に向けての協議が進んでいる中で、別な方向に向けての質問が私の内容でありますけれども、住民の方があくまでも銀河線を残してほしいという、そういう意思がある以上、また、そういう方向に現在進めている部分がある以上、私は質問を続けたいと思っております。

つい最近、ふるさと銀河線の運行を続けてほしいと願う、沿線住民を代表する「ふるさと銀河線再生ネットワーク」は、遠い岡山市まで出向いて鉄路に歴史と実績のある「岡山電気軌道株式会社」の重役である専務さんに、銀河線を継承してほしいとお願いをされたこと訓子府新報に掲載されておりましたが、町長はこの住民の方々の運動に対してどのように理解し、また、どのような対応を考えたのかお伺いをいたしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長(深見定雄君) ただいま、ふるさと銀河線を継承する会社の誘致について、お尋ねをいただきました。

このことにつきましては、新聞等で報道されておりますし、沿線の議員の皆様にも、鉄道の存続運動を展開している「ふるさと銀河線再生ネットワーク」という団体から支援の要請があるようにも聞いておりますが、沿線の市・町にも同様の要請がきております。

この問題につきましては、北海道と沿線市・町を代表し、北見市から和歌山県の貴志川線を継承する軌道会社に事実関係の確認を行うことになっており、次回の協議の際には正式な報告があるものと思いますが、私どもとしては、貴志川線とは営業距離、運行本数、利用者数とも全く異なる中で、いかほどの財政支援を想定しているのかわかりませんが、貴志川線のような継承は極めて困難であると考えております。

存続したい等気持ちは私どもも同じでありますし、また、その熱意と行動力には感服いたしますが、現時点では要請のあった会社を誘致する考えはございません。ただ、今後なされる北見市からの報告の内容によっては、先方のお話を聞くことは必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長(柴田喜八君) 小林一甫君。

12番(小林一甫君) ただいま答弁をいただきましたので、若干、再質問をさせていただきます。

ただいま町長は、現時点では困難であるし、考え方は今までと変わらないというようなことであったと思いますけれども、バス転換に向けての協議に入った時点では、まだ具体的な会社名まで出ていない。代表の方も、そちら方のコンタクトはまだ取っていなかったということでもありますけれども、つい最近、岡山まで出向いているいろいろとこちらの事情を伝えたところで、会社の専務さんの方から新聞の報道にもありますように、4つの条件さえ揃えば継承も可能であるというような言葉をいただいていたということでもあります。私どもも、あくまでも銀河線を残してほしいという気持ちもありますし、住民の方もそういう気持ちの結集が今回の岡山市の訪問になったと私は思います。

いずれにしろ、少しでも可能性の部分が見えたならば、自治体の首長としてはやはり自ら銀河線を残すために会社に出向いているいろいろとお話を聞くのも一つの方向ではないかなというような気がいたします。

今回、岡山には5名ほど住民の代表という形で行かれましたし、訓子府の方も中に1名ほど行かれたということも聞いております。そうした住民の方が自費で行って、いろいろと対策をと言いますか、銀河線を残すためにやられているということに対しても、やはり町長としては、今まで銀河線を経営してきたそういう立場の中で、今一度、訓子府自らでもよろしいです。ほかの陸別町、置戸町ともお話をされても結構でございますけれども、独自で行って、やはり会社と交渉する気がないのかどうか、先ほどの答弁ではそういう考えはないということでありましたけれども、もう一度その辺をお聞かせをいただきたいと思えます。

議長(柴田喜八君) 企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) ただいま再質問いただきましたけれども、町長の回答の中で、今北海道と沿線を代表して先方の会社の方に事実関係というか、詳細の確認をしているんだということで、その返事を聞いた中で、また必要に応じて相手のお話を聞くこと

も必要だというようなお答えをいただいておりますけれども、実は先ほどの休憩のときにメールが入ってございまして、その内容につきましては、岡山電気軌道株式会社から北見市長宛てに出されたもので、まだ今来たばかりなものですから町長にも実は見せてございません。これはあくまでも担当者間の情報、今度幹事会があるものですから、そのときの資料として早急にメールで送っていただいたというもののなのですけれども、その中で、今回公式に文書でのふるさと銀河線に対する弊社の見解についてというお答えをいただいております。いろいろ2ページにわたって書かれていますのですけれども、その一部の中で「これまでの北海道及び沿線自治体首長の協議経過から勘案いたしますと、現段階で北海道ちほく高原鉄道株式会社を弊社が継承することは、大変困難なものだと考えております」という内容のご返事をいただいております。

今後の対応につきましては、これを受けて、協議会の中でまたお話しは出るかと思っておりますけれども、先ほど言いましたように、例えば運行距離で言いますと、岡山電気軌道株式会社でやっております貴志川線につきましては運行距離14キロです。ですから、ちほく線の10分の1しかないということがございます。運輸実績も年間200万人と。ふるさと銀河線が50万人切りましたので、約4倍の利用人数があると。周辺の人口、沿線人口が41万3,000人ということで、ふるさと銀河線が15万1,000人ですから2.7倍の人口があると。当然、毎朝の出勤時間でみますと、向こうの方は朝は1,000人からの利用が毎日あるというような状況になっています。運行本数についても98本と。これはインターネットで調べたものですから、たぶん最近の数字でなかるうかと思っておりますけれども、98本という。場所によっては15分に1本とか、30分に1本走っている状況の線でございます。

現在、貴志川線は約5億円という赤字が出ていると。それを今回この会社が継承することによって、運賃改定あるいは社員の削減等によりまして、1億円程度には圧縮できるのではないかなというようなことが可能性として言われております。そのうち、このネットワークの方からご提言がありますけれども、10年間で8億円ですから、1年あたり8,000万円を沿線自治体で補助していくというようなことでございます。ですから、この条件をこのふるさと銀河線にあてはめたときには、非常に会社の方の回答のとおり、ある意味予測していた範囲だと思うのですけれども、こうした回答が来たということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま岡山市の方からメールが入ったということでありまして、内容の説明を受けたわけでありまして。

会社自体が困難であるということでもありますので、今さら私が岡山市まで出向いたわけではありませんので、どうのこうの言えることではありませんけれども、今後、またこういう形で新たな会社が出てきて、また岡山電気軌道株式会社がやってみようということが出てきた場合には、その可能性は残されていると理解してよろしいでしょうか。お伺いしたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま将来岡山電気軌道株式会社が、あるいはその他の会社がもし会社を承継したいというような場合が出たらどうかというようなお尋ねでござ

ざいました。

実は今代替バスの関係を、いかに利便性高めていくかという協議をしているところなのですけれども、遅くてもと言うか、北海道運輸局のスケジュールで言いますと、11月には次の業者さん、たぶん既存のバス会社になろうかと思えますけれども、そこを指定してバスの製作と言うのですか、手配などをしていく、あるいは当然運転手ですとか、各種施設関係の整備が必要になってくるかと思えます。そうしますと、一方ではバスの段取りをどんどん進めていかなければ4月からのものに間に合わないという状況の中で、仮にこれが12月、1月というときに、また新たな会社が手を仮にあげて本当に現実的なものでしたら、実現性のあるものであれば、まだ検討の余地はそれでもなおかつあるかと思えますけれども、今お話ししたように、ふるさと銀河線の経営実態だとか、そういったもの考えると非常に厳しいということが言えるのかなと思えます。ということでよろしいですか。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ふるさと銀河線の関係につきましては、行政報告なり一般質問を何回もさせていただいた中で、町長の考え方は聞きましたし、理解はしているつもりであります。

前回は申し上げましたけれども、それでも何とか残せるのであれば残してほしいと言うのが、未だにまだ私の頭にありますので、これからの協議の中で、少しでも前向きな考え方が出たときには協議会の中でまた検討していただきたいと考えております。

可能性があれば、まだまだ質問をさせていただきたいのですけれども、岡山電気軌道株式会社から困難であるというようなメールが入ったということでもありますので、質問はこれで閉じさせていただきたいと思えますけれども、これからバス転換に向けての協議会が何回もされると思えますけれども、住民の足が不便のないようなそういう進め方をさせていただきたいし、また、町長がバス転換に向けてのどのような考え方、決意を持っているのか最後にお聞かせしていただいて、質問を終わらせていただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 私もこの銀河線の存続問題につきましては、今ご質問いただいております小林議員と全く同じ考えを持っているわけでございまして、本当にできれば何とか残したものだということで、これまで努力もしてまいりましたけれども、しかし、まず利用客一つ見ましても、開業当初100万人ほどのあった利用者が今45万人程度まで減っているという現実、それから、それでも年間4億円程度の当初の赤字。今もそれも維持、その4億円ぐらいの赤字幅に年間抑えているわけです。それだけ経営努力はしてきていると会社はですね。そのように見ているわけですが、今度のこのままこの銀河線を運行継続をするということになりますと車両の更新であるとか、あるいはレールの交換、車両1台更新するだけでも9,300万円ほどかかると聞いておりますので、そうしたことを考えますと車両更新だけでも約10億円近くかかると。さらに、またレールの交換、橋梁の架け替え。そうしたことでいうと、何十億円ものやはりこれからまた投資をしていかなければならないというような状況がございまして、大変厳しい環境にあるわけです。ただ、そうしたことを考えますと、この銀河線の廃線も私は残念ではありますが、やむを得ないのかなと思えますが、ただ、そうなったときにじゃあどうやって一般住民の足を守る

のかと。これは公共交通機関として、何かを存続させなければなりませんので、今北海道と、また運輸局とも話し合いながらバスの運行について、努力をしているところでございまして、本当に銀河線がなくなるということは本当に残念なのですけれども、今そういう厳しい状況にありますので、一つご理解を賜りたいと思います。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 最後に弱者と言いますか、小さい子供、また高齢者が切捨てにならないように、さらにお役所的発想で物事を解決しないように、最後をお願いして終わりにしたいと思います。どうも、ありがとうございました。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君の質問が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時からです。

どうも、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分